

第1 総括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

当管内は、平成17年3月28日に蟹田町、平館村、三厩村が合併し外ヶ浜町に、平成17年4月1日に青森市と浪岡町が合併し青森市となり、現在1市3町1村で構成されている。

当地域は、県の中央部に位置し、青森市を挟んで北東部に平内町、北西部の津軽半島に蓬田村、外ヶ浜町、今別町と連なり、陸奥湾、津軽海峡に面し、八甲田連峰を望む自然環境に恵まれている。

気候は、概して冷涼で、夏は短く冬は寒さが厳しい、全国でも有数の豪雪地帯である。

面積は1,478.12km²であり、県全体(9,645.64km²)の15.3%を占めている。

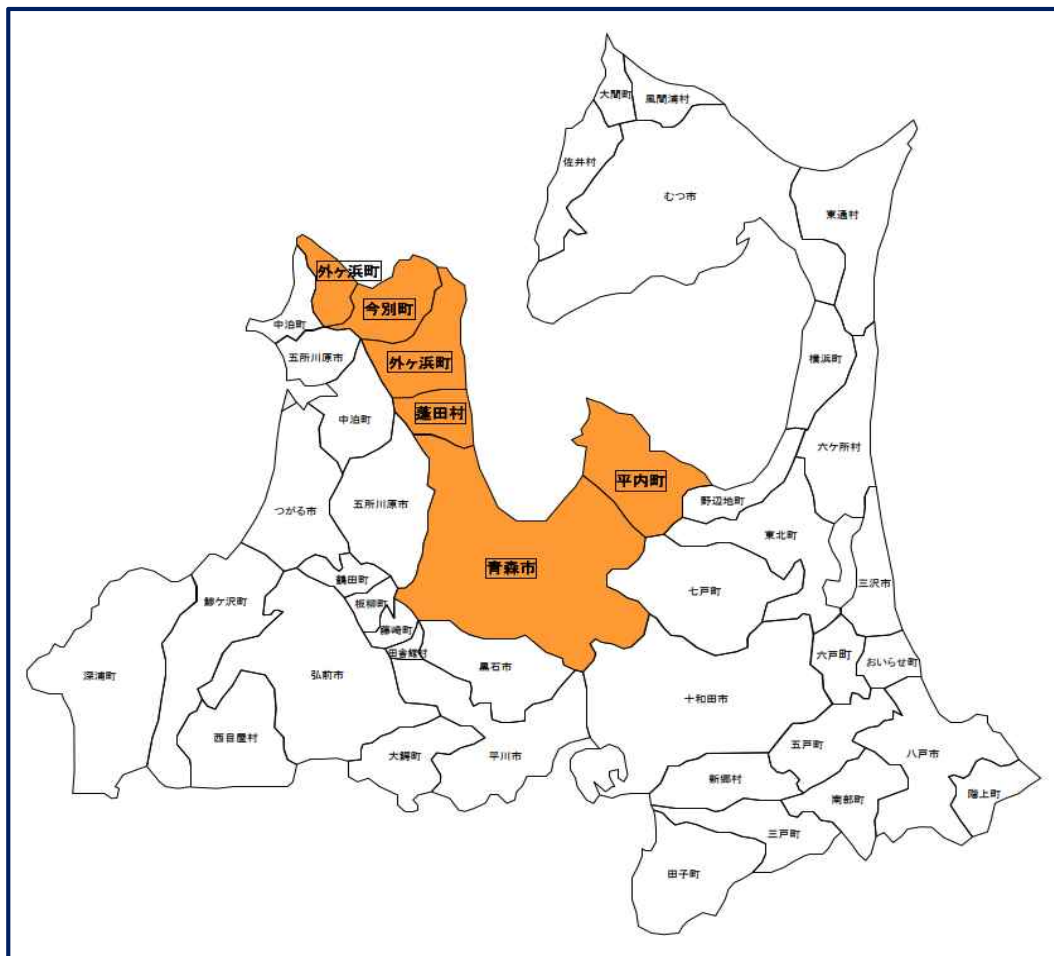
管内人口は、令和元年10月1日現在(県推計人口)296,652人で、県全体(1,246,291人)の23.8%を占め、管内の人口比率をみると青森市(275,786人)が全体の93.0%を占めている。

また、管内では少子高齢化が進行しており、年齢別でみると、65歳以上の老年人口割合は、今別町が55.3%で県内市町村の中で最も高く、外ヶ浜町が49.9%、蓬田村が41.3%、平内町が39.9%、青森市が31.5%となっている。

東津軽郡の老年人口割合は44.5%で、県全体の33.2%を11ポイント余り上回っている。

なお、青森市は平成18年10月1日から中核市に移行しており、保健総室及び福祉総室の業務は一部を除き青森市に移譲されている。

(2) 管内略図



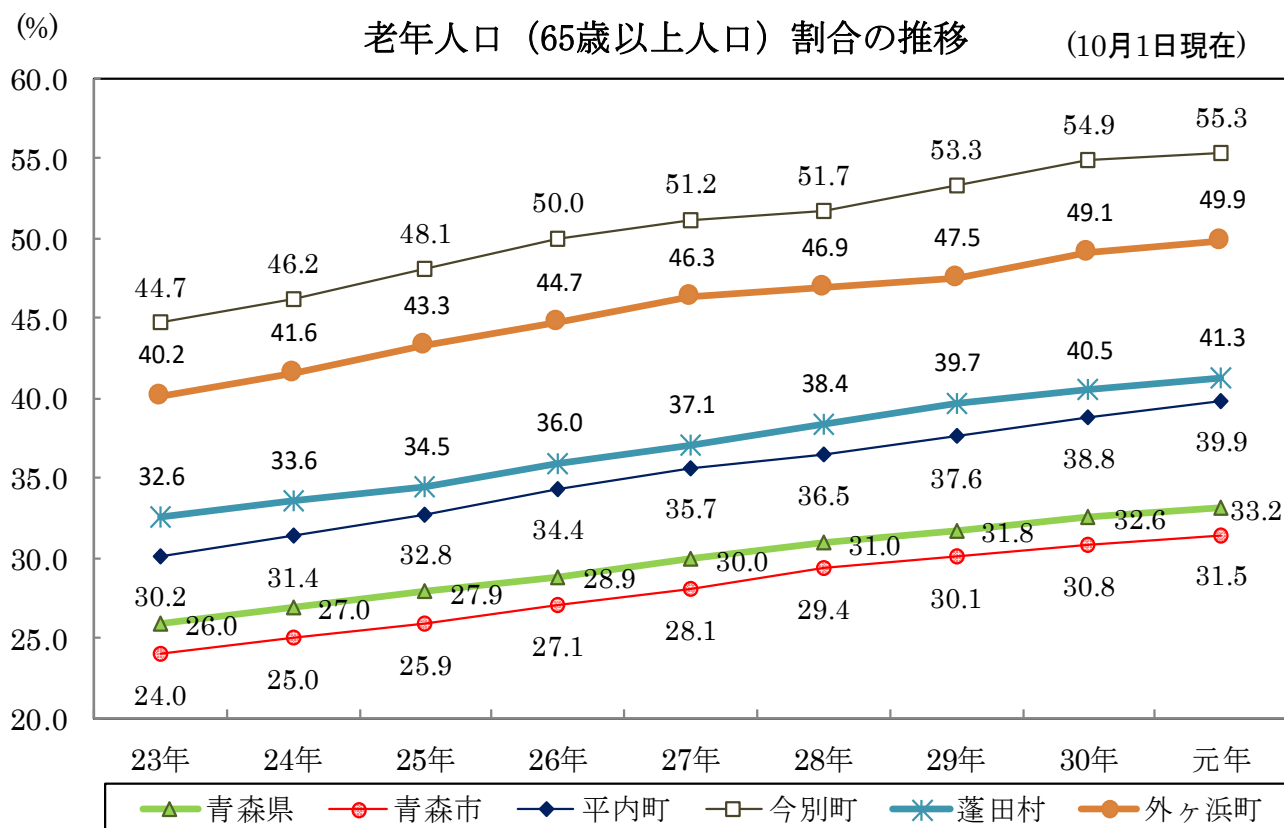
(3) 管内面積、人口、老年人口（65歳以上）及び老年人口割合

	総面積 (km ²) (※1)	人口 (人) (※2)	老年人口 (人) (※2)	老年人口割合 (%) (※2)
県合計	9,645.64	1,246,291	410,505	33.2
管内計(青森市・東郡)	1,478.12	296,652	94,305	31.8
東津軽郡計	653.50	20,866	9,276	44.5
【市町村別】				
青森市	824.62	275,786	85,029	31.5
平内町	217.09	10,286	4,108	39.9
今別町	125.27	2,413	1,335	55.3
蓬田村	80.84	2,688	1,099	41.3
外ヶ浜町	230.30	5,479	2,734	49.9

(※1) 総面積：平成30年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調（国土交通省国土地理院）

(※2) 人口・老年人口・老年人口割合：令和元年度10月1日現在推計人口（青森県企画政策部）

老年人口割合は 65歳以上人口/（人口総数一年齢不詳）



2 沿 革

【保健総室】

昭和12年10月	青森保健所として設立認可される。(旧保健所法(昭12.4.5))
13年3月1日	青森市浦町女子師範付属校校庭に概算1万円にて庁舎完成
13年6月1日	技師2名(うち1名所長)、技手1名、指導員3名、主事補1名、保健婦3名の職員を置いて開所。一般住民の健康相談、患家の家庭訪問、共同炊事の指導を主として実施した。管轄1市23町村
19年10月1日	青森簡易保険健康相談所を併合し、青森中央保健所となる。庁舎を青森市博労町に移転し業務を継続。旧浦町の庁舎は保健婦養成所となる。
20年7月28日	戦災のため庁舎全焼 庁舎消失後、蓮華寺、市公会堂(一部は藤崎町へ分散、火傷患者の治療に当たる)、県立診療所、県民会館(浅虫)、県衛生課等を転々と移転
21年11月24日	県衛生課に寄寓中、火災にあい再び全焼。青森市医師会館、県世話課等移転
22年9月1日	青森県立図書館の内部を改造してようやく本来の業務を再開 同年、警察行政であった衛生関係事務が保健所に移管
23年1月1日	新保健所法施行(昭22.9.5) 同年新法により青森保健所と改称
23年11月30日	青森市長島2、元新町小学校敷地に新庁舎を建築移転する。 木造トタン葺2階建、建坪112坪(延193坪)、総工費263万円
24年7月1日	青森優生結婚相談所を併設
26年1月20日	保健所処務規程により4課制(総務課、衛生課、予防課、普及課)となる。
26年12月	県立病院建設に伴い、敷地の関係により市内浦町字野脇54に庁舎を新築竣工 木造トタン葺2階建モルタル塗、建坪162坪(延250坪)、総工費600万円
27年1月20日	新庁舎に移転
27年4月1日	保健所処務規程により4課10係制となる。
27年5月27日	青森優生結婚相談所を青森優生保護相談所に改称
27年9月	青森県立精神衛生相談所を併設
28年5月1日	青森肢体不自由児療育相談所を併設
29年5月1日	保健所処務規程の改正により次長を置き、5係制(庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係)となる。
29年6月8日	併設の肢体不自由児療育相談所を青森身体障害児療育相談所に改称
33年8月6日	保健所処務規程の改正により4係制(総務係、環境衛生係、予防係、保健係)となる。
34年3月31日	併設の性病診療所を廃止
37年4月1日	保健婦係新設
38年8月10日	行政組織規則の改正により係制が廃止され5課制(総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課)となる。
43年3月25日	青森市大字造道字沢田25の1に青森県保健衛生センター庁舎(青森保健所、青森県血液センター、青森県衛生研究所の合同庁舎)が新築され、同年4月1日移転、業務を開始 青森県保健衛生センター 鉄筋コンクリート3階建、建物本館2,523.73㎡(764.78坪) 附属舎313.88㎡(95.11坪)、総工事費1億3,748万円

敷地面積 8,995.96 m² (2,726.05 坪)

なお、付属舎は昭和 48 年 3 月犬舎増築、昭和 49 年 1 月倉庫新築の結果 436.40 m² (132.24 坪) となる。

昭和 46 年 4 月 1 日	次長格付が課長級となる。
47 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により 4 課制（総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課）となる。
53 年 4 月 1 日	衛生指導監の職制新設
59 年 1 月 27 日	青森市大字岩渡字熊沢 250 に青森地区動物焼却所 (45.40 m ²) が新築される。
63 年 7 月 1 日	青森県立精神衛生相談所を青森県立精神保健相談所に改称
平成 2 年 4 月 1 日	青森県公害調査事務所及び青森県衛生研究所が独立（青森県環境保健センター）し、当庁舎は青森保健所のみとなる。
4 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により保健婦課を健康増進課に改称
6 年 10 月 31 日	併設の青森県立精神保健相談所を廃止
8 年 9 月 25 日	併設の青森優生保護相談所を廃止
9 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により次長 2 人制及び 5 課制（総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課）となる。 総務課に新たに企画調整、支援の職員が配置される。
11 年 4 月 1 日	健康づくり推進監の職制新設
12 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により試験検査課が青森保健所に集約となる。 青森県環境保健センターに環境管理部が新設され、保健所業務のうち廃棄物関係及び環境保全関係業務が移管されるとともに当庁舎に入居となる。
14 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合して「東地方健康福祉子どもセンター」が新設され、保健部となる。 次長が 1 人制となり、健康づくり推進監の職制廃止 環境衛生課が生活衛生課に改称され、4 課制（保健予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課）となる。 総務課は福祉事務所及び児童相談所の総務課と統合され、企画部門も加えて総務企画室として保健部と同じ庁舎に配置される。
16 年 4 月 1 日	次長 2 人制となる。（1 名は保健予防課長兼務）
17 年 4 月 1 日	併設の青森身体障害児療育相談所を廃止
18 年 4 月 1 日	青森県動物愛護センターが設置され、狂犬病予防対策、動物愛護・管理関係業務が移管される。 老人精神保健福祉相談日を廃止 次長 1 人制となる。
18 年 10 月 1 日	青森市の中核市移行に伴う青森市保健所の新設により、主として東津軽郡を所管する「東地方保健所」に改称となる。
19 年 4 月 1 日	行政組織規則の改正により、東地方健康福祉子どもセンターの業務を「東青地域県民局地域健康福祉部」に移管し、東地方健康福祉子どもセンターは廃止となる。 保健医長を廃止 保健予防課が指導予防課に改称され、4 課制（指導予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課）となる。 総務企画室を企画調整室に改称

平成20年4月1日	行政組織規則の改正により、企画調整室の業務を保健総室及び福祉総室に移管し、企画調整室は廃止となる。
24年3月5日	青森市造道3丁目25-1から青森市第二問屋町4丁目11-6（旧工業総合研究所）に移転 東地方保健所新庁舎（鉄筋コンクリート2階建） 敷地面積1,037.37㎡、延べ床面積1,577.20㎡ 平成24年12月車庫を新築する。（69.60㎡）
25年4月1日	地域主権改革に伴い、薬局開設許可等に係る事務権限を青森市へ移譲
26年4月1日	歯科口腔保健の推進に関する法律の規定による「青森県口腔保健支援センター」を開設。県内全域を対象として、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うこととなる。これに伴い、非常勤特別職として歯科衛生士が配置される。

【福祉総室】

昭和26年10月1日	県条例第62号により東津軽社会福祉事務所として発足 2課制（庶務、福祉）、職員数28名、管轄区域 東津軽郡21か町村 母子相談員の配置
28年11月1日	出先機関の統廃合により東地方福祉事務所となる。職員数20名
29年5月1日	青森市長島1の1から青森石江字江渡5の1に移転
29年8月	嘱託医の配置
30年2月1日	市町村合併により8か町村を管轄
31年1月	青森石江字江渡5の1から青森市長島177の3に移転
31年6月	後潟村と青森市が合併し、7か町村の管轄となる。
31年9月	野内村と青森市が合併し、平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平舘村、三厩村の6か町村の管轄となる。
32年3月	青森市長島177の3から青森市新町59番地に移転
35年10月	精神薄弱者福祉司の配置
37年4月1日	庶務課、保護課、福祉課の3課制となる。職員数22名
39年4月1日	青森市新町59番地から青森市長島28の68に移転
40年	身体障害者福祉司が配置され、精神薄弱者福祉司の兼務となる。
41年4月1日	児童福祉指導員の配置
42年4月1日	家庭児童相談室の開設。家庭相談員2名配置される。
43年6月1日	総務課、保護課の2課制となる。職員数24名
44年	青森市長島28の68から青森市新町2の4の15に移転
44年	新福祉事務所構想によるモデル事務所となる。総務課、福祉第一課、福祉第二課の3課制をとり、心理判定員が配置される。職員数33名 厚生省の実験福祉事務所に指定される。
48年4月1日	青森市新町2の4の15から青森市新町2の4の36（県社会福祉会館1階）に移転
50年8月27日	次長を配置
52年4月1日	モデル事務所の呼称を用いず、新福祉事務所となる。
53年4月1日	総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課制となり、社会福祉専門監が配置される。
平成5年4月1日	

平成10年1月31日	青森市新町2丁目4-36から青森市本町2丁目1-16へ移転
12年7月8日	青森市本町2丁目1-16から青森市新町2丁目4-30（県庁舎北棟3階）へ移転
14年4月1日	健康福祉こどもセンター福祉部となり、福祉調整課、福祉推進課の2課制となる。 社会福祉専門監を廃止 監査指導監を配置 婦人相談員1名を配置し、県内8か所の「配偶者暴力相談支援センター」の1機関としての業務を行う。
15年4月1日	福祉推進課が生活保護単法制となる。 母子相談員を母子自立支援員に改称
16年4月1日	福祉推進課を保護課に改称
18年10月1日	青森市の中核市移行に伴い児童福祉に関する事務、社会福祉法に基づく法人等の指導監査事務、身体障害者の福祉に関する事務（身体障害者手帳交付等）、母子及び寡婦の福祉に関する事務（母子寡婦福祉資金貸付等）を青森市へ移譲
19年4月1日	東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室となる。（2課体制には変更なし）
21年4月1日	身体障害者手帳の交付に関すること及び愛護手帳の交付に関することを障害者相談センターへ業務移管 監査指導監を廃止
24年4月1日	地域主権改革に伴い、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の監査権限を青森市へ移譲
25年4月1日	組織改正（業務集約化）により、各県民局が所管していた児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種手当及び社会福祉法人等の監査に関する業務を集約。福祉調整課の人員増、監査指導課の新設等が行われる。
25年7月1日	医療扶助相談・指導員（非常勤）を配置
26年9月1日	生活保護受給者就労支援相談員（非常勤）を配置
29年4月1日	母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改称
30年4月1日	青森県型地域共生社会担当を配置

【こども相談総室】

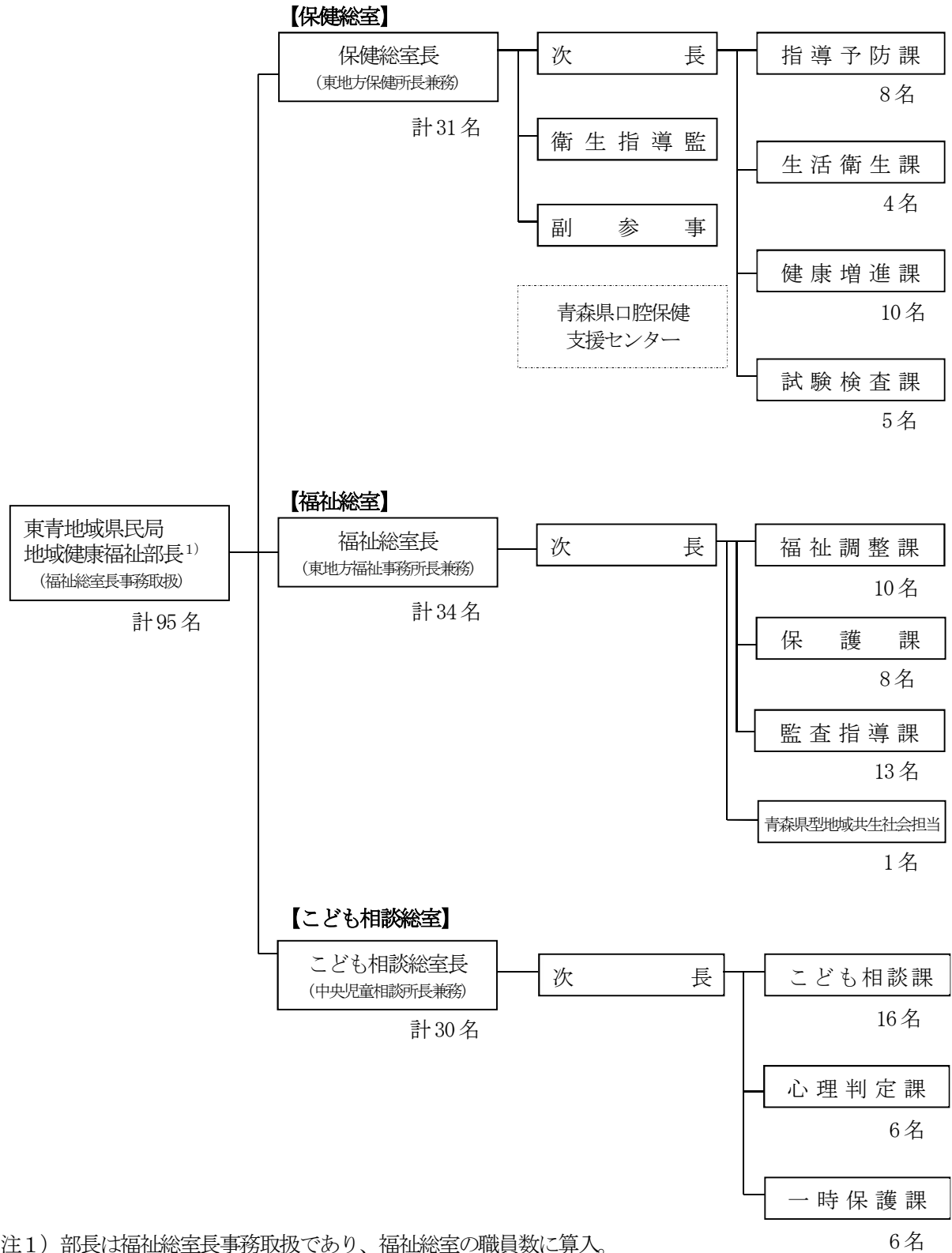
昭和23年4月	中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教団院、当時青森市石江）に置く。
24年3月	中央児童相談所を新築移転（青森市新町）
27年5月	児童福祉法第27条第1項の措置権を児童相談所長に委任
29年4月	中央児童相談所を移転（青森市寺町）
34年4月1日	次長制が採られる。
35年12月	中央児童相談所を新築移転（青森市松森）
44年4月1日	一時保護の集中管理実施
47年4月1日	次長制を廃止し、総務係、業務係の2係制となる。
55年4月1日	庶務課、業務課、一時保護課の3課制となる。
平成 元年	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3年10月1日	中央児童相談所を新築移転（青森市石江→青森福祉庁舎）

平成	4年11月1日	家庭支援電話相談事業電話相談員（非常勤）が配置される。
	5年4月1日	次長制（兼務）が採られる。
	9年4月1日	中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
	10年4月1日	庶務課を総務課に改称
	11年11月1日	虐待ホットライン事業電話相談員（非常勤）が配置される。
	12年4月1日	中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の4課制となる。
	13年6月1日	家庭支援電話相談事業電話相談員（非常勤）が廃止される。
	14年4月1日	健康福祉子どもセンター子ども相談部となり、子ども相談第一課、子ども相談第二課、心理判定課、一時保護課の4課制となる。 むつ支所が、むつ児童相談所に格上げとなる。
	16年4月1日	次長制が廃止となる。
	18年4月1日	精神科医師（常勤）が配置される。
	19年4月1日	東青地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室となり、次長制が採られる。 子ども相談第一課、子ども相談第二課を廃止し、子ども相談課を新設。
	21年4月1日	精神科医師（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医師が併任となる。
	29年4月1日	弁護士（非常勤）が配置される。
令和	2年4月1日	虐待ホットライン事業電話相談員（非常勤）が女性相談所に所管換えとなる。

3 機構図と分掌事務

(1) 機構図

令和2年4月1日現在



注1) 部長は福祉総室長事務取扱であり、福祉総室の職員数に算入。

2) 人員は、地域健康福祉部内の正職員数。

(2) 分掌事務

【保健総室】

指導予防課

1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること
2. 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
3. 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
4. 衛生教育に関すること
5. 地域保健に関する調査及び研究に関すること
6. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
7. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士及び調理師に関すること
8. 死体解剖保存に関すること
9. 薬局及び医薬品販売業に関すること
10. 毒物及び劇物に関すること
11. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
12. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
13. 青森県保健医療計画に関すること
14. 青森地域保健医療推進協議会及び青森地域災害医療対策協議会に関すること

生活衛生課

1. 食品衛生に関すること
2. 化製場に関すること
3. 理容師及び美容師に関すること
4. クリーニング業に関すること
5. 旅館、公衆浴場及び興行場に関すること
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
7. 水道に関すること
8. 飲料水の改善に関すること
9. 建築物衛生に関すること
10. 温泉に関すること
11. レジオネラ症発生防止対策に関すること
12. 住宅宿泊事業に関すること
13. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
14. 墓地及び埋葬に関すること
15. 対EU輸出ホタテガイのサンプリングに関すること

健康増進課

1. 健康づくり推進事業に関する事
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する事
3. 難病対策に関する事
4. 母子保健の推進に関する事
5. 栄養改善に関する事
6. 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関する事
7. 介護予防に関する事
8. 市町村の地域保健対策に関する調整及び必要な支援に関する事
9. 人材育成に関する事（看護学生実習・地域保健関係者研修・保健師の知の伝承等）
10. 結核、エイズ対策に関する事
11. 予防接種に関する事

試験検査課

1. 衛生上の試験検査に関する事

感染症担当

1. 感染症対策に関する事（結核・エイズ対策を除く）

青森県口腔保健支援センター担当

1. 口こう保健に関する事
2. 青森県口腔保健支援センター業務に関する事

【福祉総室】

1. 地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供その他地域福祉の推進のための措置に係る施策の企画、立案及び推進に関する事（青森県型地域共生社会関係）

福祉調整課

1. 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事
2. 母子・寡婦・父子福祉に関する事
3. 要保護女子、配偶者暴力相談支援に関する事
4. 防災、災害救助等の連絡調整に関する事

保護課

1. 生活保護に関する事

監査指導課

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査等に関する事

【こども相談総室】

こども相談課

1. 児童の養護、障害、非行、育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること
2. 児童虐待の防止等
3. 市町村の児童家庭相談の支援に関すること
4. 障害児入所給付費の支給に関すること

心理判定課

1. 要保護児童に関する心理学的・医学的判定に関すること

一時保護課

1. 要保護児童の一時保護に関すること

(3) 総室別・職種別職員数

(令和2年4月1日現在)

	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 劑 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	保 育 士	一 般 事 務	心 理 判 定 員	福 祉	運 転 技 能 員	合 計
部長（福祉総室長） ¹⁾									(1)				
保健総室 計	1	1	4	4	6	1	4	-	9	-	-	1	31
参事（総室長）	1												1
次長									1				1
衛生指導監			1										1
副参事		1											1
総括主幹 ²⁾				1(1)	1(1)								2
課長			1						1				2
主幹 ³⁾			1	1(1)	1				4				7
主査			1	1			2		1				5
主任専門員					1		1						2
主事									1				1
技師				1	3	1	1						6
専門員									1				1
技能技師												1	1
福祉総室 計	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	2	-	34
総室長									1				1
次長									1				1
総括主幹 ²⁾									2(1)				2
総括主幹専門員									1				1
課長									2				2
主幹									10				10
主幹専門員									1				1
主査									7				7
主事									6		2		8
専門員									1				1
こども相談総室 計	-	-	-	-	-	-	-	1	15	7	7	-	30
総室長									1				1
次長									1				1
総括主幹 ²⁾									1(1)				1
課長									1	1			2
主幹									1	1			2
主査								1	5	1	2		9
主任専門員									1				1
主事									3	4	5		12
専門員									1				1
合 計	1	1	4	4	6	1	4	1	56	7	9	1	95

注1) 部長の()は福祉総室長事務取扱

2) 総括主幹の()は課長事務取扱(再掲)

3) 主幹の()は兼務。本務はあすなろ療育福祉センター

4 令和2年度運営方針

(1) 地域健康福祉部基本方針

広域的、専門的な拠点として設置された地域健康福祉部において、保健総室、福祉総室及びこども相談総室が相互に緊密に連携し、常に県民の視点に立って、市町村や関係機関・団体の理解と協力を得ながら各種施策を展開し、管内の保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉の向上を図る。

(2) 各総室の基本方針、重点目標及び具体的推進事項

【保健総室】

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした施策を、急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、医療、衛生、生活環境等に関する需要に的確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進する。

ア 市町村保健福祉事業に対する支援の充実・強化

- ・市町村における各種計画の策定及び進行管理に対する支援
- ・市町村地域保健従事者等に対する支援の充実

イ 感染症対策

- ・感染動向の把握
- ・感染症まん延防止対策の実施
- ・感染症予防知識の普及啓発
- ・感染症対策に関する体制整備

ウ 結核予防対策

- ・結核予防思想の普及啓発
- ・患者支援の徹底を図るために、地域 DOTS（直接服薬確認療法）を推進する。

エ 医療提供体制の充実・強化

- ・医療施設等に対する監視の強化

オ 薬事衛生対策

- ・薬事監視の強化
- ・薬物乱用防止対策の強化

カ 食品衛生対策

- ・食品取扱施設に対する監視指導の強化
- ・食品衛生思想の普及啓発

キ 生活衛生対策

- ・生活衛生関係営業施設等に対する監視指導の強化
- ・レジネオラ症発生防止対策の推進

ク 食中毒及び感染症対策

- ・食品の定期検査（流通食品・夏期・年末等収去検査）の実施
- ・検査業務の精度管理（内部・外部精度管理の実施）の徹底

ケ 健康づくり対策

- ・「健康あおもり21」・「健康青森地域21」の推進
- ・喫煙防止対策事業の推進
- ・肥満予防対策事業の推進

コ 精神保健福祉対策

- ・精神障害者の地域生活支援の推進
- ・心の健康づくり対策における地域・職域との連携

サ 難病対策

- ・難病患者・家族への相談指導事業等の推進による支援の充実

シ 母子保健対策

- ・母子保健ネットワーク事業の推進
- ・小児慢性特定疾病児童等の療養指導の推進

ス 栄養改善対策

- ・特定給食施設に対する栄養管理指導の強化
- ・市町村栄養改善業務に対する支援

セ 歯科保健対策

- ・8020運動の普及啓発

ソ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

- ・市町村保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築及び充実の支援

タ 地区衛生組織活動の推進

【福祉総室】

保健・医療・福祉に関するニーズが複雑多様化かつ増大する中で、当該ニーズに的確に対応し、地域住民の福祉の安定・向上を図るため、福祉各法に基づく業務の適正実施に努める。

また、平成25年度から、児童扶養手当等の各種手当に係る業務及び県内全域の社会福祉法人・施設等に対する監査業務が当総室に集約されたことから、そのメリットを活かした効果的・効率的な支援等を行い、福祉の充実及び向上を図る。

なお、各種業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から柔軟に対応する。

ア 児童扶養手当等各種手当業務の適正実施

- ・市町村における適正な事務執行のための助言指導
- ・手当認定審査の適時適正な事務処理の推進と処理手順の標準化
- ・各種手当等債権の収入未済の解消促進

イ 母子父子寡婦福祉制度等の適正執行

- ・自立促進に係る各種情報の提供
- ・関係機関との適切な連携
- ・母子父子寡婦福祉資金の償還率の向上

ウ 生活保護業務の適正実施

- ・計画的な訪問調査の実施
- ・申請に対する迅速な調査及び決定
- ・関係機関との連携によるニーズ把握と具体的支援の実施

エ 社会福祉法人・施設及び市町村法施行事務に係る指導監査等業務の効率的な推進

- ・自主点検表等による効果的・効率的な指導監査の実施
- ・改善を要する事項に係る迅速な是正・改善指導

オ 青森県型地域共生社会の実現の推進

- ・市町村との連携強化による保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実にに向けた取組推進

【こども相談総室】

児童のあらゆる権利の擁護と健やかな成長を保障するため、地域における関係機関、学校、児童福祉施設等と連携して、迅速かつ適切な相談援助活動を展開し、管内児童の福祉の充実に努める。

ア 要保護児童等に対する相談援助活動の強化

- ・被虐待児童の早期発見及び早期対応の推進
- ・要保護児童等に対する心理治療の充実
- ・要保護児童等の処遇に関する研修及び研究
- ・関係機関との連携強化及び役割の明確化

イ 市町村に対する支援の充実

- ・市町村における児童家庭相談への支援の充実

ウ 一時保護児童の処遇の向上

- ・一時保護児童の学習指導の強化

エ 職員研修の充実

- ・職場研修の充実
- ・中央研修を含む各種研修会への積極的な派遣・自己研鑽

オ 債権の適正管理

- ・民生負担金（児童措置費）の収入未済の解消促進
- ・滞納整理の組織的対応
- ・催告の迅速化

5 令和2年度行事予定表

月	行 事 名	所管総室名
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者飲酒防止強調月間（1～30日） ・青森県保健所長会第1回協議会（13日 県庁） ・児童福祉週間関連行事（17～5月11日 青森福祉庁舎） ・東津軽郡民生委員・児童委員連絡協議会第1回理事会（23日 県庁） ・食品表示適正化業務担当者研修会（中止） ・市町村健康福祉関係主管課長会議（中止） ・生活衛生・食品衛生関係機関会議（中止） 	保健総室 保健総室 こども相談総室 福祉総室 保健総室 各総室 保健総室
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部出先機関長会議（中止） ・青森食品衛生協会定時総会（中止） ・管内食生活改善推進員連絡協議会総会・研修会（中止） ・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務市町村担当者会議（中止） ・東津軽郡民生委員・児童委員連絡協議会総会（中止） ・東青里親会役員会・総会（中止） ・世界禁煙デー（31日） 	各総室 保健総室 保健総室 福祉総室 福祉総室 こども相談総室 保健総室
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙週間（5月31日～6月6日） ・不正大麻けし撲滅運動（6月～9月） ・HIV検査普及週間（1～7日） ・食育月間（1～30日） ・歯と口の健康週間（4～10日） ・ハンセン病を正しく理解する週間（17～23日） ・食品衛生推進員委嘱状交付式・研修会（17日 東地方保健所） ・親と子のよい歯のコンクール（中止） ・青森県立保健大学栄養学科学生実習（中止） ・青森県立保健大学看護学生実習（中止） ・東青地域生活支援広域調整会議（中止） 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期一斉取締り（1～31日） ・第1回児童相談所長会議（10日） ・青森県保健所長会第2回協議会（13日 県庁） ・東北公衆衛生学会（17日 青森県） ・給食施設栄養管理指導事業研修会（29日 ラ・プラス青い森） ・青森中央学院大学看護学生実習（中止） ・赤十字奉仕団委員長及び市町村分区担当者会議（中止） ・東北女子大学栄養学科学生実習（中止） ・献血感謝の集い（中止） ・食品衛生月間街頭キャンペーン（中止） 	保健総室 こども相談総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室 保健総室 保健総室 保健総室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生月間（1～31日） ・新任保健師研修（7日 東地方保健所） ・地域保健関係者研修（27日 ラ・プラス青い森） ・全国児童相談所長会議・全国児童相談所長会総会（中止） ・食品衛生月間街頭キャンペーン（中止） ・東地方保健協力員連絡会研修会（中止） ・東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会（中止） 	保健総室 保健総室 保健総室 こども相談総室 保健総室 保健総室 こども相談総室

月	行 事 名	所管総室名
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善普及運動月間（1～30日） ・健康増進普及月間（1～30日） ・WHO世界自殺予防デー（10日） ・結核予防週間（24～30日） ・第1回青森県口腔保健支援センター運営委員会（期日未定） ・第1回地方福祉事務所長会議（開催しない） 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第65回青森県母子寡婦福祉大会及び東青地区母子寡婦福祉学習・交流会（3日 県民福祉プラザ） ・東北精神保健福祉大会&県精神保健福祉大会（12日 県民福祉プラザ） ・日本公衆衛生学会総会（20～22日 京都府） ・全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会（期日未定） ・東北・北海道ブロック母子父子寡婦福祉事務担当者会議及び母子・父子自立支援員連絡会議並びに母子家庭等就業・自立センター職員セミナー（期日未定） ・難病医療相談（期日未定） ・青森県災害対策本部健康福祉部図上訓練（中止 東地方保健所管内） 	福祉総室 保健総室 保健総室 福祉総室 福祉総室 保健総室 保健総室
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・SIDS（乳幼児突然死症候群）対策強化月間（1～30日） ・歯と口の健康づくり月間（1～30日） ・新任保健師研修（13日 東地方保健所） ・青森県保健所長会第3回協議会（16日 県庁） ・妊産婦メンタルヘルス対策多分野合同研修会（期日未定） ・高齢者認知症支援研修会（期日未定） ・東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会（中止） ・東北・北海道ブロック児童相談所長会議（中止） 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 こども相談総室 こども相談総室
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・世界エイズデー（1日） ・食品、添加物等の年末一斉取締り（1～28日） ・東津軽郡民生委員・児童委員連絡協議会第2回理事会（期日未定） 	保健総室 保健総室 福祉総室
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行事務監査（20～22日） ・難病地域協議会（期日未定） 	福祉総室 保健総室
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県保健所長会第4回協議会（8日 県庁） ・新任保健師研修（12日） ・青森ブロック精神科救急医療システム連絡調整委員会（期日未定） ・青森地域保健医療推進協議会（期日未定） ・青森地域災害医療対策協議会（期日未定） ・第2回青森県口腔保健支援センター運営委員会（期日未定） ・第2回地方福祉事務所長会議（期日未定） ・第2回児童相談所長会議（期日未定） 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室 こども相談総室
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康週間（1～8日） ・世界結核デー（24日） 	保健総室 保健総室

6 令和2年度相談等日程表

保健総室（東地方保健所）

相談内容	相談実施日	担当医等
エイズ相談	原則として第3月曜日	医師（保健総室長）
女性健康相談	随時	健康増進課保健師等
骨髄バンク登録相談	随時	指導予防課担当者

※ エイズ電話相談（専用電話 017-739-5425）